新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

7－2003

若い層の意欲が改革の原動力
日銀生活を振り返って

藤原作弥
（前日銀副総裁）

もう十年ぐらい前の話になるが、金融界をめぐるさまざまな事件が起こった。大和銀行のニューヨーク現地法人における不正の発覚、それを大蔵省が隠ぺいしたという事件、住宅金融専門会社に端を発したさまざまな問題、第一勧銀と総会屋との問題、二つの信用組合を根城にした不正事件……と、次から次へと露呈した。

金融界の不祥事件だけではなく、監督官庁側の行政のあり方も問われた。それをどうするかということで公的資金の導入、金融機関の役員の処分などの対応もあったが、日本の国家全体のシステム、経済システム、金融システム、それぞれの耐用年数がとっくに過ぎて従前のやり方では、にっちもさっちもいかなくなってきた。

日銀法改正に取り組む

それら一つ一つの問題をどう解決していくべきか、銀行行政はどうだったかということと同様に、金融政策はいかにあるべきかという反省も、遅ればせながら起こってきた。マクロの金融政策は中央銀行である日本銀行が担っていたが、よって立つ日本銀行法は昭和十七年にできた戦時立法だった。いかに運用よろしきを得ても、旧法下の金融政策の運営ではうまくいくはずがない。

経済実態、金融環境そのものが大きく変わってきているのに、法律も、それに基づく運用も旧態依然。そこに大きなギャップが出てきて、銀行行政も金融政策も大変革を余儀なくされていた。そして橋本政権の時、金融政策をどうするかということになり、日銀法の改正という問題が浮上してきた。日銀法改正問題は、ビッグバンを含めた大きな改革の一環として位置付けられていた。

当時、大蔵省の管轄下にある金融制度調査会の委員を拝命していたが、日銀法改正については特別に「日銀法改正小委員会」を立ち上げるということで、その委員に任命された。

透明性と独立性で議論

日銀法は戦時経済を遂行するために、つまり統制経済のために日本銀行がポンプ役を担い、資金をそっちに持っていくという趣旨の法律だから直すところはたくさんあった。一方で過去の反省の上に立ち、他方で世界の中央銀行としてのあり方などを勘案しながら法案の骨格を固めていった。要は透明性と独立性という二つの理念を確保することにあった。

旧法には総裁、副総裁、理事が政府の意に沿わない政策を立案し、実行すればすぐクビにすることができるという条項があったし、監督権限、業務命令で政府が言うことをそのまま実行しなければいけない仕組みになっていた。もちろん、そういう法律のあり方ではいけないというわけで、戦後ＧＨＱが導入した経済民主化の方針に従って日本銀行にも政策委員会という諮問委員会みたいなものを設け、そこで政策を決定することになっていたが、実態は政策委員は各界のＯＢから選ばれたお飾りのようなもので、機能していなかった。

実際に金融政策を動かしていたのは、丸卓とい

って丸いテーブルに総裁以下、理事、重役陣が集まった場で、オープンな討議がないままに政策が決定され、実施されていた。しかし、その言い方も正確ではなく、実はその時々の経済情勢に応じて金融はこうあってほしいという政府の圧力が強く、それをほとんど丸のみすると言っても過言ではないほどの力の弱さだった。

中央銀行だから物価安定の番人、物価の監視人というのが仕事である。景気が過熱する時には引き締めようとするわけだが、そこに政治ないしは行政の待ったが掛かり、なかなか引き締め政策には踏み切れない。一方でさまざまなニーズがあったので、政府から緩和要求だけは常時圧力として重くのしかかってくる。しかし、結果論としては、政府の方針に従って金融の方もそれに即応して緩めていくということで、高度成長に大きく役立ったということは言えるかもしれない。

しかし、いつまでもそういうことを続けるわけにはいかない。そうしたことをやっていて、やるべき改革をしなかったから、その膿（うみ）がたまりにたまって、バブル期になってすべてが弾けた――というのが、十年ちょっと前の日本経済および金融を取り巻く環境だったと思う。

政策委員会の活性化目指す

金融制度調査会では、透明性と独立性を確保すべく議論を尽くした。例えば政府による正副総裁をはじめ役員の解任権はなくする。政府の監督権限、政府による業務命令をできるだけなくす、ないしは少なくする、という方向で法案は成立したと自負している。

大きな目玉は、昔スリーピングボードといわれた政策委員会の真の活性化である。政策委員会は新しく副総裁を二人にし、総裁と合わせて三人の執行部のトップと、民間から選んだ六人の審議委員、合計九人のボードメンバーで金融政策を議決する。中央銀行の業務のあらゆる問題を含み、政策委員会がすべてを決定する。政策委員会は最高の政策決定機関、意思決定機関と位置付けられ、そこが決めたことはすべて執行部が実行していかなければならない。

以前は正副総裁と理事が丸テーブルで談合してやっていたが、それは許されない。水平的な最高意思決定機関が決めたことは、垂直的な各理事の下につながる金融市場局とか信用機構室とか業務局、発券局など、会社の組織になぞらえると事業本部といわれる執行部がそのまま実行する。

かくしてコーポレート・ガバナンスがはっきりした形に改められた。正副総裁と審議委員は政府が国会の同意を得て任命するが、その後の政策運営、物事の決定に政府は干渉しない。つまり政策および業務はすべて政策委員会に決定権が委ねられることになった。政府が何を言おうと、国会がどういう注文を付けようと、独自の判断で政策決定する。しかもそれは九人のインデペンデントなメンバーが一人一票の投票権を持っており、物事はすべて投票で決定するようになった。

予想以上のデフレ状況

私が入行してから経済金融環境がさらに悪化していったことはご承知の通り。日本銀行の金融調節方式は、公定歩合の上げ下げですべての金利を先導していくという固定金利時代のやり方はやめて、短期金融市場の動向に応じた金利に、むしろ公定歩合の方を追随させる方法に移行していた。

しかし、やがてゼロ金利の状態になり、金利ターゲット方式による金融調節方式には限界があるということで、当座預金残高を増やす。それに長期国債の買い切りオペを組み合わせるとか、ロンバード方式を導入するとか、さまざまな担保に工夫を凝らした量的緩和方式に移行、今日に至っている。そうした政策を取らなければいけないほどの経済状況、デフレ状況だった。

それでも日本銀行は、流動性だけはしっかり供給して、何が起こっても底割れのないように経済の下支えはしようと心掛けた。ポンプからくみ出すように、経済の下支えとしての流動性だけは潤沢に供給したと言えると思う。

日本銀行は、短期金融市場で当座預金取引を持っている銀行と相対でオペレーションをして、そのオペレーションによってお金を供給しているが、その供給を受けた金融機関、銀行が金融仲介機能を発揮してお金を企業や家計や外まで資金を回す、という作業ができないような機能不全の状態になっていた。資金需要がないとかさまざまな理由はあるが、とりわけ今の経済のネックになっ

ているのは不良債権という金融システムの問題。不良債権は経済のツケとして銀行に回ってくるのであって、その不良債権は銀行と取引している企業の不良債権そのものでもある。

望まれる両輪の対応

産業再生機構のようなものができて、金融サイドと産業サイドの両方からこの問題を解決していこうというのが、今政府が取っている措置だと思うが、しかし、それだけでは解決しない。さまざまな問題を連立方程式で同時に解決していかなければいけない。その政策のウエートをどこにまず付けていったらいいか。財政の規律は守る必要はあるが、それは政策主体である政府が主導していかなければならない。政府の方はびた一文出せない、という。私は車の両輪の金融の方だけに依存するのはいかがなものかとかねがね思っていた。

確かに財政にも限りがある、税収はご承知の通り、国債発行もあれほどの額に達しているのだから、そう簡単には出せない。しかし、歳出の見直し、同じ公共事業でも乗数効果のなくなったような部門ではなく、もっと効果の出る部門に傾斜するとか、そういう工夫があってしかるべきではないかと思っている。

ここで、日銀におけるトラブルシューターとしての役割の話をしてみたい。インテリ集団の日銀で、監督責任のある総裁、副総裁がお辞めになり、理事、局長、幹部が処分され、大勢の職員も処分の対象になった。私は接待事件や給与問題といった不祥事件を担当する副総裁に就任した翌日からコンプライアンス委員会を立ち上げて、内部管理の問題をすべて担当した。

検察庁のお世話になった経験の持ち主はあまりいないと思うが、取り調べは非常に厳しくて、そういうことに慣れていない秀才ぞろいのインテリには耐えられなかったのだろう。精神的なショックを大勢の人、特に若い人が受けたようだ。空気は沈滞して仕事への覇気もなくなってしまい、精神的に疲れている人が大勢いた。それをどうやって解きほぐしていくかということが仕事だった。まず悩みを共有し理解して、改革に取り組んでいこうと呼び掛けていった。それには少し時間がかかったが、だんだん浸透していったと思う。

皆で進めた改革の基礎工事

トラブルシューターのほかにもう一つ、新法施行の時に衆参両院の国会から付帯決議として付けられた日銀のリストラの問題も私の責任だった。ヒト、モノ、カネ、できればカルチャーについても新しい日銀法にふさわしいものに変えるということだった。

人の削減計画を立て、ぜいたくだという世間の批判を受けた保有財産は全部売り、地方の支店長宅も一部を残しすべて売却、加入していたゴルフ場会員権も処分した。カネについては、役職員の給与を何度か大幅に引き下げた。私は職員組合に恨まれながら職員の給与を下げる首切り浅右衛門の役を仰せつかった。

リストラの最後の仕事が日銀の支店ネットワークの見直しで、必要のなくなった支店二つを閉鎖しようとしたが、一つしか閉鎖することができなかった。しかし、リストラを公約したものはほとんどやったと思う。

私が日銀に入って十日後の一九九八年四月一日から新日銀法が施行された。新しい法律ができたこと、さまざまな不祥事件がマスコミに取り上げられて日本銀行に対する世の中の批判が集中したこと、そういう外からの力が改革を促したことは事実だが、しかし、このままでいいのかという日本銀行の若い職員たちの自己改革というか意識改革も、既にある程度進んでいた。そこで役職員が一丸となって意欲に燃えて努力し、悩み抜きながらも達成した――と自負している。

外からの力つまり外圧と、内的な必然性、内圧の両様相まって改革は成功したのだと思う。鵠（トキ）のひながかえる時、親鳥が外から卵の殻をコツコツとたたくと、中からひなが「お母さん、開けてよ」と催促する、内外の機運があうんの呼吸で一つになっていわゆる「啐啄（そったく）の機」のタイミングで日銀の改革は成った。

最初のワンクール、『第一期』は基礎工事、長い道のりの最初の道程の歩道にれんがを一つ一つ皆で埋めていった。私なりの達成感を持って退任、次の福井新体制にバトンタッチできたと思う。

（本稿は五月二十二日、同盟クラブでの講演会から一部を要約）

社長は現役の高級スパイ
外交文書に見る東方通信社（1）

江口　浩
（東京女子大学講師）

本稿は現在の共同、時事両通信社のルーツの一つである東方通信社（実質一九一四―二六年、形式的には一九二九年まで存続）の発展過程や活動の軌跡を、これまで紹介されたことのない外務省外交史料館所蔵の東方通信社関係外交文書ファイル（整理番号一―三―一、三二「東方通信社関係雑纂」）をフルに活用して解明し、通信社史研究の空白部分に光を当てることを意図している。

東方通信社（以下東方）は第一次世界大戦勃発直後の一九一四年（大正三年）十月、大戦で日本の敵国だったドイツの中国内での排日宣伝工作に対抗して日本の情報や主張を中国国民の間に浸透させるため、日本の上海総領事・有吉明が親交のあった同地在住の民間人宗方小太郎に依頼して創設させた、見かけは民営、実質は外務省営の異色の通信社だった。外務省は東方と同時期の国際通信社（国際）やその後身の新聞聯合社（聯合）、さらにその後の同盟通信社（同盟）に対しても助成金を給付して支援したが、外務省が資金のほぼ一〇〇％を供給して丸抱えで運営した通信社は、日本の歴史上東方一社だけである。

外務省が東方の創設に踏み切ったのは、ロイター、アバス、ウォルフの欧州三大通信社が支配する世界通信社カルテルの一員だった国際が、独自に中国でニュース配信を行う権利をカルテルの盟主ロイターによって認められていなかったためである（東方はカルテル外の通信社だったので、行動の自由を確保できた）。

共同、時事のはるかなルーツ

東方は、当初は上海の現地中国紙に東京情報を提供するだけの局地的な小規模通信社にすぎなかったが、大戦の進行過程で次々に規模を拡大し、当時中国内で大きな影響力を持っていた英国のロイターなどと競争する、小粒ながら有力な報道機関となった。その取材、配信網は次第に上海以外の中国各大都市にも広がり、東方のニュースを日常的にかなり大量に掲載する新聞が急増した。東方の配信記事が中国メディアに大なり小なり歓迎された背景には、当時の中国には全国規模の有力な国内通信社や通信社的機能を持つ全国紙が存在しなかったという事情があった。

日本の通信社は現在まで、同盟のような極めて少数の例外を除いて、対外情報発信を不得手としてきた。東方と同じ年に対外発信を大目的としてやはり外務省の助成金に支えられて発足した国際は、実際には長い間、対外発信を全く行わず、ロイター・ニュースの輸入エージェントの役割しか果たさなかった。その中で東方が中国という特定地域を舞台とし、しかも事実上、日本政府の直営に等しい組織だったとはいえ、日本情報を継続的に配信し、それを現地メディアに毎日のように掲載させ得たことは、当時としては稀有の〝成功例〟だった。ことに初期の東方は、対外発信専門通信社として一定の好成績を収めた、日本最初で唯一の通信社だったのである。

東方は第一次大戦後の一九二〇年（大正九年）八月、外務省の対中国広報活動強化のため改組・拡充され、本社は上海から東京に移された。新しい東方はモスクワやウラジオストクなどにも支局を置き、中国メディアへのニュース供給と同時に日本への情報輸入をも行う双方向の通信社に衣替えした。やがて国際の活動との重複・競合を避けるために、一九二六年（大正十五年）に東方、国際両社を母体とする新通信社・聯合が誕生した。もっとも聯合は当初、ロイターとの契約に縛られて中国メディアに直接ニュースを供給できなかったので、東方は改めて上海で開業し、一九二九年（昭和四年）まで聯合の影武者として、中国紙や日系紙にニュースを配信し続けた。

この聯合と、そのライバル・電報通信社（電

通）が一九三六年（昭和十一年）に合併して空前の大国策通信社・同盟が生まれ、さらに同盟は第二次世界大戦終結直後の一九四五年（昭和二十年）に共同、時事両通信社に分割されて今に至った。つまり、ほぼ一〇〇％官営だった東方通信社は、純然たる民営通信社である共同、時事両社にとって紛れもない直系の先祖であり、〝曽祖父〟の一人なのである。共同、時事が同盟から受け継いだ遺伝子の中には、〝祖父〟である聯合と電通、〝曽祖父〟の国際と東方から引き継がれた遺伝子が依然として混じっている可能性があろう。それらの遺伝子が時代の経過とともに、どのように生き延び、あるいは淘汰されてきたかを知ることは、現在および将来の日本の通信社のあるべき姿を考える上で不可欠な作業と言えるのではないか。

外交史料館に残る貴重な資料

しかし、東方通信社に関する実証的な研究はこれまでのところ、ほとんど進んでいない。通信社は日本のメディア研究の〝最も弱い環〟とされ、近年メディア史研究者の間である程度研究が進みつつある同盟関係を除いて、歴代通信社の個別研究は概して遅れている。その中でも東方は小規模な上に傍流的な存在とみられてきたため、事実上無視されてきた。一九五八年（昭和三十三年）に旧同盟関係者たちによって編集、発行され、今でも第一級の資料価値を持つ大冊「通信社史」（通信社史刊行会＝新聞通信調査会の前身＝発行）も年表を除く本文九百五十二ページのうち、東方の記述には十五ページしか割いていない。

本稿が依拠する外交史料館の東方通信社関係外交文書ファイルには、第一次大戦中の一九一五―一九一六年（大正四―五年）を中心に、東方の組織と活動が外務省と出先公館の意欲的な資金投入によって着々と拡大されていく過程についての詳細な記録が意外なほど豊富に残されている。

記録の大半は、日本の在中国公館から本省に送られた「極秘」や「機密」の暗号電報を翻訳してタイプ打ちしたものである。残念ながら東方創設の準備段階や創設直後の約一年間の記録は残されておらず、その後についても本省からの訓電や現地への返電は一部を除いてあまり保管されていないが、全体として東方の組織や活動の細部が活写された貴重な原資料であることは疑う余地がない。本稿は東方の情報発信の実態や中国メディアへの影響力拡大の具体的足取りなど、従来の通信社史研究の欠落部分を埋めることを目指しているが、それは同時に、当時の世界情勢や日中関係を背景とする外務省の対中国広報・宣伝政策の形成と変化の跡をたどる作業ともなるだろう。

東方通信社創立の背景

第一次大戦は世界的規模での政治的、経済的な変革をもたらした。とりわけ大戦の途中で起きたロシア革命は、人類史上かつてない巨大な変革の嵐となった。こうした世界情勢の激動はロシアに隣接するアジア諸地域にも大きな影響を与え、特に中国内の政治、経済情勢や中国と諸外国との関係をも変動させた。ここでは東方通信社発足の背景として、当時の中国をめぐる日本や帝国主義列強の動きを略述する。

世界大戦が開始されると、半植民地・中国をめぐる列強の力関係がまず変動した。日本は日露戦争後の大陸政策をめぐって英・米両国とは対立を深め、むしろ第一―第四次日露協約（一九〇七―一九一六年）にみられるように、帝政ロシアとの協調による満州・モンゴル進出を画策していた。しかし、日本は復興したロシアに次第に圧倒されるようになり、中国での列強との経済的争覇戦でも後退しつつあった。日本政府は何らかの政治的手段を用いて、態勢を有利に導く必要を感じていた。

第一次大戦が始まると、英国は極東での自国商船保護のため、日英同盟による日本の支援を求めていた。英国は中国での日本の権益伸長を恐れ、日本の参戦自体は回避させようとしたが、日本の大隈内閣は、日本の参戦はドイツの膠州湾租借地を中国に還付させるためで、日本には領土拡大の野心がないことを表明して、英・米を納得させた上、参戦を認めさせた。こうして日本は一九一四年八月十五日、ドイツに対して最後通牒を発し

た後、同月二十三日に宣戦を布告した。十月初めには中国山東省の鉄道全線を占領、さらに十一月七日にはドイツの要塞（ようさい）である青島を占領した。これに先立つ八月六日、中国は局外中立を表明し、中国領土での戦闘行為などを禁止していたにもかかわらず、日本はこれを無視して占領・侵略区域を拡大していった。日本がドイツから奪った膠州湾租借地の返還を考えていなかったことは、膠州湾租借地と済南に居住する日本人が大戦直前の四百五十人から、一九一八年一月には二万五千人に膨れ上がり、植民地支配の事実が積み重ねられていった点からも明らかだった。（注）

その中でドイツは中国が連合国側に引き入れられるのを阻止しようとして、中国内で必死の宣伝活動を始めた。日本軍の青島攻略、ドイツ東洋艦隊の撃滅という段階に入ると、ドイツの宣伝努力は中国人の反日感情挑発に集中された。その中心となったのが清朝（一六三六―一九一一年）末期に中国経済の中心地・上海に設立されたドイツの通信社兼出版社の東亜ロイド社だった。

ドイツは二十世紀初頭から中国に目覚ましい政治的、経済的進出を始め、古くから中国に強大な経済基盤を築いていた英国と張り合うようになった。東亜ロイド社はそのための宣伝機関であり、週刊紙や通信を発行して英国のロイターや英字紙ノースチャイナ・デイリーニュースに対抗していたが、大戦の勃発前後から日本を主要な標的として猛烈な排日、反日攻勢を仕掛けたのである。日本政府の出先機関は、早急に対抗措置を講ずる必要に迫られた。上海での東方通信社の創設がその一つだった。

「支那浪人」宗方小太郎登場

当時、中国での日本側広報機関としては、日清戦争（一八九四―九五年）や義和団運動（一八九八―一九〇〇年）を契機に各地で相次いで創刊された日本人経営の新聞があり、その数は中国語紙五、日本語紙二十二に達していた。これらの新聞は日本からニュース配信を受ける方法がなく、仕方なくロイターと契約していた。東方創設の狙いはこれらの日系紙や中国各紙に日本の動きや立場を伝えるニュースを供給して、当面の敵ドイツの宣伝戦に対抗することだった（「通信社史」）。

有吉上海総領事が東方の責任者（社長）に選んだ宗方小太郎（熊本出身）は、いわゆる支那浪人の一人で、さまざまな顔を持つ興味深い人物である。中国人学者・馮正宝氏の著書「評伝宗方小太郎　大陸浪人の歴史的役割」（一九九七年、熊本出版文化会館刊）によると、宗方は二十一歳で紫溟新報通信員として上海に渡り、一九二三年（大正十二年）、現職の東方通信社社長のまま五十八歳で病死するまで、四十年近くを中国で生きた。

この間、一八九六年（明治二十九年）、日本人経営の中国語紙の嚆矢（こうし）となった漢口の新聞・漢報の買収に成功するなど、生涯を通じて新聞事業との関係が深く、また上海での東亜同文書院設立にかかわったりしたが、正体は日本海軍軍令部の諜報者（軍事探偵＝スパイ）だった。一八九三年（明治二十六年）に海軍嘱託となってから死の直前まで、しばしば命がけで合計約七百本もの中国に関する秘密報告を海軍首脳に送り続けた。報告は極めて高く評価され、海軍の中国に対する国策決定に非常に貢献したという。日清戦争直前の一八九四年（明治二十七年）六月には要塞・威海衛に潜入、中国北洋艦隊の所在を突き止め、日本を勝利に導いたとして、同年十月、明治天皇に破格の単独拝謁（はいえつ）を賜った。生存中二回叙勲、死去後従五位、勲三等瑞宝章を授けられた。一介の支那浪人に対する叙勲は極めて異例だった。

危険極まる現職の高級スパイの身で、事実上の官営通信社社長を九年間も務めて何の支障も起きなかったとはにわかに信じ難い話だが、事実である。もっとも宗方は東方通信社の実務は教え子の同社主筆・波多博らにほぼ任せていたらしい。一九一四年以降三年分の「宗方日記」の中で東方が言及されているのは、中国新聞記者らとの会食での東方発足発表や、有吉総領事と「東方通信社拡大につき商量（協議）」したことなど合計六回にすぎず、いずれもごく短い記述である。

（注）中国情勢の記述は「中国近現代史上巻」（一九八二年東大出版会刊）と「講座日本歴史近代3」（一九八五年東大出版会）による。

海外情報

米、メディア所有規制緩和

ＦＣＣ、共和党主導で採決

マイケル・パウエル委員長のリーダーシップの下、メディアの所有規制見直しを検討してきた米連邦通信委員会（ＦＣＣ）は六月二日に採決を行い、三（共和党委員票）対二（民主党委員票）で、当初の予想通りメディアの所有規制緩和政策を推進する共和党ペースの採決結果がもたらされた（『エディター＆パブリッシャー（Ｅ＆Ｐ）・オンライン』六月二日）。

第一に、一九四一年に示された放送局の複数所有に伴う視聴到達範囲に関する規制（National Ownership Rule）は、見直しを経て所有テレビ局が全米三五％のテレビ視聴世帯カバーを超えないこととなっていたが、今回の見直しで到達世帯の比率は一〇％引き上げられ四五％になった。比率引き上げの背景には、二〇〇〇年に、四大ネットワーク局の一つで三五％枠を超えるテレビ局を所有していたＦＯＸテレビが訴えを起こし、二〇〇二年二月に裁判所がＦＣＣに対し「三五％規定」を見直すよう求めていたことがあった。

一九七〇年に始まったラジオとテレビ局の相互所有に関する規制（Radio/TV Cross-Ownership Restriction）では、これまで一社が同一市場で所有できる数を制限していた。関連して「新聞・放送の相互所有禁止（Newspaper/Broadcast Cross-Ownership prohibition）」が一九七五年からスタートし、新聞とラジオ、新聞とテレビ事業は同一の市で展開できなかった。今回ＦＣＣが示したのは、これら二つの規制についての解釈を一つに統合して新たな方向性を打ち出すものであった。まずテレビ局が九以上存在する、規模の大きな市場ではこれらの規制をすべて撤廃した。一方、小規模市場ではある程度の規制を設けるとし、テレビ局が三以下の市場での相互所有を禁止している。

ローカルメディアの所有に関する見直しでは、まず一九四一年のローカルラジオ所有規制（Local Radio Ownership Rule）について、これまで一社が所有、事業を運営または支配できる数は市場に幾つの放送局があるかで決められていた。ＦＣＣでは、市場規模設定基準を見直した上で、改善を図ることとした。

次に一九六四年から始まったローカルテレビ局の複数所有規制（Local TV Multiple Ownership Rule）では同一市場における二つ以上のテレビ局所有を制限し、例外として全米ランク四位までの市場外で、複数所有後も独立した八局が残存するという条件下でのみ、これを認めてきた。今回の見直しでは市場に五局以上のテレビ局が存在すれば二局を、さらにニューヨークやロサンゼルスのような大規模市場で、十八以上のテレビ局が存在すれば三局を所有できるとした。

今回のメディア所有規制についてＦＣＣは大部分で規制緩和に踏み込むこととなったが、一九四六年に始まったテレビネットワークの複数所有規制（Dual Television Network Rule）によるＡＢＣ、ＣＢＳ、ＮＢＣ、ＦＯＸの四大ネットワーク局間での合併禁止は唯一変更なしとされた。

ＦＣＣによるメディア所有規制の見直しは一九九六年通信法・セクション二〇二（ｈ）で、議会がＦＣＣに指示した「放送の所有規制に関する二年ごとの見直し」に沿うもので、パウエルＦＣＣ委員長は競争原理導入の結果として公共の利益が確保されているかを判断することが、通信法の趣旨であるとの立場を繰り返し主張してきた。今回の見直しには二十カ月が費やされ、市場実態調査を含め、「最も包括的な見直し」が行われ、加えて五十二万を超えるパブリック・コメントが寄せられた（『ＦＣＣニュース』六月二日）。

六月二日のＦＣＣ判断は共和党委員全員が一枚岩で投票したため、言論の多様性確保などの視点を盾に反対を表明してきた民主党委員を数の力で押し切る形となった。上院では今回引き上げられた全米世帯への到達リミットを四五からこれまでの三五％に戻す法案（S.1046）がノースダコタ州選出のバイロン・ドーガン（Byron Dorgan）民主党上院議員によって提出されるなど議会でも反対の動きが表面化している（Ｅ＆Ｐオンライン六月十日）。

（金山　勉＝上智大学助教授）

地上波のみ込み多CH化へ
台湾CATVの発展と現状

上原伸元
（国際通信経済研究所）

はじめに

放送の多チャンネル化を論じる際に引用されるのは、欧米の事例が中心である。しかし、日本周辺の近隣アジア諸国にも世界有数の多チャンネル大国が存在する。それが台湾である。

台湾はテレビ保有世帯の約八〇％近くにケーブルテレビが普及し、加入世帯は月額六百元（日本円で約二千円）の視聴料を支払えば、平均七十チャンネルを視聴することができる。

しかもそこで放送されている番組内容は、台湾の番組のみならず、欧米や日本、韓国などの諸外国の番組も数多く含まれている。

しかし、こうした多チャンネル化が進展した背景には、放送メディアをめぐる台湾独自の歴史的要因が影響したことを見逃してはならない。

第四台（CATV）の発展

台湾の多チャンネル化を論じる際に、避けて通れないのがケーブルテレビの発展である。台湾のみならず、他の諸外国においても、衛星放送やケーブルテレビの普及は、多チャンネル化を実現する上での重要要素として取り上げられるが、台湾の場合、多チャンネル化を促進したケーブルテレビが、当初は違法事業として発展してきた点に特徴がある。

周知の通り、台湾は長年にわたって中国大陸から撤退した国民党政権下にあった。一九八七年までは戒厳令に代表される臨戦態勢下にあり、地上波テレビ局に代表される放送メディアも体制の一部として存在してきたのである。

現在、台湾の地上波テレビ局は、商業放送の台湾電視台（TTV）、中国電視台（CTV）、中華電視台（CTS）、民間全民電視台（FTV）、公共放送の公共電視台（PTS）の計五局が存在するが、一九九七年にFTVが開局するまでは、地上波テレビ局はTTV、CTV、CTSの三局のみであった。

しかも既存三局は商業放送とはいえ、株主構成はいずれも政府系団体が過半数を占め、事実上の国営放送として機能していたのである。

当然のことながら、既存三局の最も重要な業務は、政府の意向に沿うことであり、視聴者のニーズに即した番組提供は二次的なものにすぎなかった。そうした不毛な放送メディア環境が、ケーブルテレビというニューメディアを発展させる土壌となったことは容易に想像できよう。

早くも一九七〇年代後半には、映画ビデオの海賊放送を行う違法ケーブルテレビ事業者が登場し、政府の規制を縫う形で事業を拡大していく。

これらのケーブルテレビは、違法事業ではあったが、地上波テレビ局に飽き足らない視聴者に圧倒的な支持をもって迎えられ、最終的には台湾全土に普及し、既存三局に対する第四番目のテレビ局という意味で、「第四台」の呼称で呼ばれるようになった。

結局、政府はケーブルテレビに対し、違法事業としての取り締まりから、合法事業としての制度整備へと政策を転換し、一九九二年に著作権法、一九九三年にケーブルテレビ法が施行されるに及んで、ケーブルテレビは名実ともに放送メディア産業の一角を占めることになったのである。

多チャンネル市場の成立

その後、違法事業だったケーブルテレビが合法化していく中で、大手資本が市場に参入する。これらは各地のケーブルシステム事業者の買収合併を活発に行い、一九九〇年代後半には東森と和信（現「中嘉」）の両グループが加入世帯の六〇％を占めるMultiple System Operator（MSO）を形成するまでに成長していく。

一方、ケーブルテレビが普及していくのと対照的に、地上波テレビ局は次第にケーブルテレビに、チャンネルの一つとしてのみ込まれ、総体的地位が後退していく。現在、FTVを除き、各局

は軒並み赤字経営に転落しており、基幹メディアとしての優位性は完全に失われている。

台湾の放送メディアの現状

地上波テレビ局			ケーブルテレビ（MSO）／衛星放送（DTH）		
事業形態	名　称	概　要	事業形態	名　称	概　要
商業放送	台湾電視台（TTV）	台湾省の他、国内大手銀行が出資。	MSO	東　森（EMC）	台湾の財閥である力霸グループ系の事業者。加入世帯数は約93万。
商業放送	中国電視台（CTV）	国民党関連企業が出資。	MSO	中嘉網路（CNS）	有力MSOの和信が香港のSTARと合弁で設立。加入世帯数は約83万。
商業放送	中華電視台（CTS）	行政院の国防部などが出資。	MSO	太平洋（Pac Broad-band）	台湾中南部の事業者が設立。加入世帯数は約48万。
商業放送	民間全民電視台（FTV）	民進党が中心になって設立したが、大株主はなし。	MSO	台湾基礎網路（TINP）	台湾中部の独立系事業者が設立。加入世帯数は約40万。
公共放送	公共電視台（PTS）	公共放送で財源は政府交付金と民間寄付金。	MSO	台湾寛頻（TBC）	米投資会社が台湾北中部の事業者を合併して設立。加入世帯数は約35万。
			DTH	卜楽視（TV Plus）	旧太平洋衛視で、現在は東森グループの支援を受けている。

出所：NHK「世界の放送2003」等を基に作成。

こうしたメディア環境の変化は、当然のことながら番組編成にも影響を与え、各局はケーブル専門チャンネルと競合するスポーツや映画等の分野は避け、地上波テレビ局としての強みを発揮できるニュースやドラマ、バラエティーなどの自社制作番組を強化している。

また、視聴率競争も激化し、以前は人気番組の視聴率が三、四〇％前後を記録することも少なくなかったが、現在の人気番組の視聴率は平均四、六％前後にとどまるなど、チャンネル間の競争は非常にシビアなものとなっている。

まさにケーブルテレビの普及が、放送メディア市場を大きく変えたが、最も重要な変化は、放送メディア間の権力構造が転換した点にある。

地上波に代わって、放送メディアの主役に躍り出た大手ＭＳＯは、チャンネル・プロバイダーに対するケーブル・チャンネルの割り当てや加入者収入の分配など、さまざまな側面で圧倒的な優位に立っており、近年、チャンネル・プロバイダーとの間の摩擦が深刻な問題となってきている。

ちなみに、ケーブルテレビの競争事業者となり得る衛星放送（ＤＴＨ）については、台湾では加入者が伸び悩むなど、事業としての成功はいまだ発展途上にある。

理由としては、ケーブルテレビの普及に加え、ケーブルテレビに番組を提供しているチャンネル・プロバイダーが、ＭＳＯの締め付けにより、衛星放送への番組提供に消極的なため、番組内容が魅力的でない点などが挙げられている。

番組需要の伸長

台湾における多チャンネル化の進展は、番組需要の高騰をもたらした。七十チャンネルを埋めるためには多くの良質な番組の獲得が何より重要であり、国内制作番組のみならず、海外からの番組輸入が不可欠になってきたのである。

当然のことながら、ＨＢＯやＥＳＰＮなどの欧米の主要チャンネル・プロバイダーが台湾に進出していくわけだが、特筆すべき点は、そうした過程の中で日本番組が欧米番組以上に台湾の視聴者の人気を獲得した点である。

日本番組は戦前の植民地統治の問題などから戦後は放送が禁止されてきたが、李登輝政権時の一九九三年に解禁され、一九九〇年代後半には輸入番組の半分を占めるまでに伸長し、現在でも日本番組専門のケーブルチャンネルが三チャンネル（ＪＥＴ、緯来、国興）存在する。

しかし、こうした日本番組の人気も過剰供給と高価格による販売不振などから近年は輸入が減少し、現在はそれに代わって「韓流」と呼ばれる韓国番組のブームが起きている。

韓国番組が日本番組に代わって進出した背景には、日本番組に比べて価格が安く、タレントの肖像権管理に慎重な日本と異なり、出演番組のプロモーションに積極的、微妙な感情表現をストーリーラインに据える日本のドラマと異なり、感情表現が豊かでストーリーラインが明確である点など

が評価されているようである。

一方、国内制作番組については、一九八三年に設立されたケーブル・チャンネル・プロバイダーの三立電視台（SET Television）が視聴率のトップを占め、地上波テレビ局を圧倒する状況が続いている。

同局がこれほど躍進したのは、外省人（国民党に代表される中国本土出身者）の大陸文化が支配的な台湾において、ローカリゼーション（台湾化）を徹底的に行った点にある。

三立電視台　ニュースセンター（台北市）

同局は北京語に加え、台湾語による番組制作を積極的に進めており、同局のファミリードラマは台湾で最も人気が高い。また、番組購入が一般的なチャンネル・プロバイダーの中で、番組比率の九〇％を社内で制作しており、その点においても異色の存在である。現在、同局はファミリー層を主な視聴層とする三立台湾台、若年層を主な視聴層に据えた三立都会台、24時間ニュース専門チャンネルの三立新聞台、海外向け衛星放送の三立国際台の四チャンネルを提供している。

変革期の台湾メディア

こうした多チャンネル状況の下、諸外国同様に台湾においても放送メディアのデジタル化が進められている。地上波については、当初、米国標準のＡＴＳＣの採用が決定していたが、放送事業者の強い反対により、結局は欧州標準のＤＶＢ－Ｔ方式の採用が認められることとなった。

一般に地上波のデジタル化を論じる際には、マルチメディア・サービスの実現やネットワークの敷設を検討課題にすることが多いが、台湾ではケーブルテレビを通してのテレビ視聴が一般的なため、各局ともに番組内容の強化、差別化を最も重視している。

一方、事実上の基幹ネットワークであるケーブルテレビは既に中嘉が昨年十月より、台北地区でデジタルサービスを開始している。デジタル化により、ケーブルテレビはさらに多チャンネル化を進めることが可能だが、最大手の東森にヒアリングした際には、今後、ＭＳＯが実際に提供チャンネルとして運用するのは、百チャンネル前後ではないかという見通しを明らかにした。

なお、行政の側でも現在、デジタル化やネットワーク化の進展に対応するため、通信・放送分野を一元的に所掌する新規制機関の国家通信委員会（National Communications Commission: NCC）の設立を検討している。新組織は、交通部・電信総局と新聞局・広播電視事業処の統合によって発足し、通信・放送の融合的サービスに対処する予定である。

そのほかにも、政府は地上波テレビ局からの政府資本の引き揚げと、ＴＴＶもしくはＣＴＳの公共放送局への転換など、さまざまなメディア改革を進めており、まさに台湾の放送メディアは変革期に差し掛かっているといえよう。

おわりに

ケーブルテレビの発展により、世界有数の多チャンネル大国となった台湾だが、ケーブルテレビの普及に代表されるインフラの面のみならず、各国の番組が流通するコンテンツの面においてもユニークな存在である。今後、技術の発展や国際交流の進展の中で、中国、韓国、日本と対抗する台湾が東アジアにおいて、どのような位置付けへと変わっていくのか注目していきたい。

［参考文献・資料］

Sanlin E-Television Co., Ltd. 広報資料
ASIA com, May 28, 2002.

海外情報

北朝鮮国家形成の無理

パルチザンに市場経済の嵐

六月半ば、旧知の吉岡吉典参院議員（共産党）にお会いした。長年、参院外交委員会中心人物の一人で、歴代議長をはじめ自民党を含む参院各党の信任も厚く、外務省も歴代次官から課長にいたる外交担当官たちは同氏の意見を聞く存在である。

今の「北朝鮮問題」について同氏の見解を聞いた。吉岡さんは即座に日本政府がやろうとしているのは「第二の征韓論」と批判された。日本の対朝鮮半島政策は、六世紀の厩戸王子（聖徳太子）以来の遠交近攻政策で、今の北朝鮮地域に当たる高句麗（こうくり）ともよしみを結んでいた。明治の西郷隆盛による「征韓論」は無謀な試みで、有史以来の日本の対朝鮮半島政策の伝統に反していた。しかし、西郷が下野した後も「征韓論」は生き続け、日本の敗戦まで続く。

日本の敗戦後、朝鮮半島の今後をめぐり米ソが対立、南北分断が固定化され、一九五〇年六月、朝鮮戦争が発生した。

一九五一年、サンフランシスコで調印された対日平和条約の朝鮮関連条項には日本は朝鮮の独立を承認し、すべての権利、権限、請求権を放棄することと書かれていただけだった。朝鮮独立への道に横たわる困難を予想して、なぜせめて、例えば「関係各国は朝鮮の独立達成を支援する」とかあるいは「植民地統治に道義的責任を持つ日本は朝鮮の独立完成のために必要な支援を行う」とか、または「賠償を行う」などの規定が盛り込まれなかったのだろうか。

こうして朝鮮は南北分断のまま、それぞれが米ソに利用されるという立場に押し込まれていく。このような状況は南北それぞの国民の動揺を招かずにはおかなかった。

朝鮮戦争体験は南北両国民に離散家族問題をはじめとして深い精神的傷跡を残したが、同時に大国支配に振り回されることのない「自主的統一」への志向を強め、七〇年代以来、さまざまなレベルでの「南北対話」が盛んに行われるようになった。八〇年代に入ると「デタント」と呼ばれた世界的な緊張緩和ムードのなかで、南北首相会談や金日成「北」主席による統一連邦結成の提案が行われたり、朝鮮半島にはまさに春の雪解けがきたかのような雰囲気となった。だが、こうなるとまた別の問題も起こる。

北朝鮮はソ連・東欧での社会主義経済の衰退という重荷を抱え込まざるを得なかったし、最も衝撃的だったのはソ連に登場したゴルバチョフが韓国を公式に承認し、経済交流の窓口を開いたことである。「現代」をはじめ韓国諸財閥の対ソ連投資は膨張し、北朝鮮は無視同然の扱いとなった。韓国との統一に踏み出していた北朝鮮は突然「市場経済化」という名の暴風を受けたとも言える。

日本敗戦後の北朝鮮には気の毒な建国事情がある。スターリンの命のまま、正規軍ではないパルチザンとして抗日運動をしていた金日成グループは戦うことしか知らず、経済はもちろん、歴史や国際知識にも疎い人たちだった。その上パルチザンにありがちな内部の勢力争いもあり、金日成を主席とする共和国成立後も中国派対ソ連派という中ソ対立を背景とする争いも起こり、金日成が何度かソ連式の粛清を発動せざるを得ない状況だった。とても国家建設どころではなかった。

パルチザンによる新国家建設にはチトーによるユーゴスラビア建国という事例があるが、彼のパルチザンは侵攻したナチス・ドイツ軍を単独で打ち破ったほどの近代化されたパルチザンであり、戦後の国家建設と経済再建では、後に世界注目の的となった非同盟と自主管理主義の名で知られる手法を編み出した経済、外交専門家を擁していた。

金正日統治下の今の北朝鮮の根本問題はパルチザン時代から引き継がれ、自分たちがよく知っている軍事技術とパワーポリティクスの論理だけで米国と交渉すれば、食糧不足、エネルギー不足など他の問題の解決にも何らかの道が開けると考えていることにあるように思われる。

そうではないことを彼らに悟らせることの方が「対話と圧力」よりずっと大事なのではないかと考える。

（高橋　実＝評論家）

メディア談話室

大量破壊兵器の行方

藤田博司

米英両国が国際社会の反対を押し切ってイラクを攻撃したのは、フセイン政権の保有する大量破壊兵器が脅威だから、というのが理由だった。その大量破壊兵器が、米英軍によるイラク制圧から二カ月以上たっても見つからない。両国政府はイラクの「脅威」を誇張ないし事実をゆがめて宣伝し、戦争へと突っ走ったのではないかという疑惑が高まっている。

報告書に偽の文書

英国では、イラク攻撃の根拠とされた英政府の報告書の中に、偽物の文書が含まれていたことが指摘されている。英政府が昨年九月に公表した報告書では、イラクがアフリカのある国からウランを入手しようとしたと記されているが、この文書は国際原子力機関の調査で偽物と断定された。また英政府は、イラクが生物化学兵器を「四十五分以内に実戦配備できる」としていたが、これは情報機関の判断を首相府が書き直させたものだったという。

米国でも、ブッシュ政権はイラクが大量破壊兵器を持っていると繰り返し主張し、その脅威を取り除くためにイラクへの軍事攻撃が必要との立場をとり続けてきた。しかし国防情報局のジャコビー副局長は六月六日の記者会見で、イラク戦争開戦前にイラクの大量破壊兵器製造施設についての特定の情報を入手していなかったことを認めた。ブッシュ大統領以下、政権の高官が繰り返し「大量破壊兵器の脅威」を口にしていたことが、意図的な誇張か、事実の歪曲（わいきょく）だったのではないかと疑われても仕方あるまい。

戦争がゆがめられた事実を口実に始められるのはなにも珍しいことではない。日本軍もかつて中国東北部で自作自演の「柳条湖事件」をでっち上げ、これをきっかけに、後戻りの利かない十五年戦争に突き進んでいった前歴がある。

米英両国による今回のイラク攻撃は、国際社会の批判や懸念を押し切って行われたものだ。もし戦争を正当化するために事実の誇張や歪曲があったとすれば、両国政府がそれぞれの国内世論だけでなく、世界中の目を欺いていたことになる。その結果として、イラク側の民間人だけでも少なくとも数千人の犠牲者が出たと推定されているだけに、この欺まんの罪は重い。

メディアの責任

両国ではいずれも議会で調査が行われることになっている。徹底的な真相の究明を期待したい。それにしてもこうした疑惑を目の当たりにすると、情報の時代といわれる今の世界のもろさ、危うさが空恐ろしく思えてくる。

米国や英国は、報道の自由が最も高度に保障されている国といっていい。両国には、曲がりなりにも政府に対する監視役を担う、独立したメディアがある。政府があからさまに国民を欺こうとすれば、たちまちメディアの批判にさらされる。しかし今回のイラク戦争に関しては、攻撃を正当化するためにブッシュ大統領、ブレア首相の両首脳が繰り広げた大がかりな宣伝戦の前に、両国のメディアは本来の役割を全く果たせなかった。

強引に対イラク戦争に突っ走ったかのように見えるブッシュ政権側の動機が、石油利権の確保にあったか、大統領の宗教的信念に基づくものかは、ここでは問わない。問われるのはメディアの責任だ。事実の誇張ないし歪曲と疑われそうな主張を繰り返した政府首脳や当局者に対し、なぜ新聞やテレビが厳しく問いただし、真相を追究できなかったのか。

少なくとも理由の一つははっきりしている。国の安全保障にかかわる問題になると、「国益」を

盾にする政府の方針に異論を唱えることは容易ではない。9・11テロの後遺症を引きずる米国のメディアにとっては、「テロとの戦争」を「イラクとの戦争」に結び付けたブッシュ政権の主張に、正面から疑問を突き付けることはやはり、荷が重かったのだろう。いったん戦争が始まると、多くのメディア、とりわけテレビが、政府の応援団的な報道に走ったことに、米国のメディアの限界を見たような気さえした。

「戦争の大義」はどこに

しかし戦闘終結から二カ月余、一向に大量破壊兵器が見つからないことから、今回の「戦争の大義」に疑いの目が向けられることになった。メディアは昨年来の米英両政府当局者の言動を克明に洗い直し、イラク攻撃に踏み切った経緯の検証に力を入れている。情報機関の情報が大統領や首相の政治目的に合わせて都合よく解釈され、灰色のものが黒と断定されて戦争の準備が推し進められたことなどが、具体的に報じられている。

フセイン独裁体制が倒されたという既成事実を理由に、戦争を正当化しようという開き直った意見もある。が、ここは米英のメディアがひと踏ん張りして戦争に至る経緯の真相を明らかにすることを期待したい。そうすることで、番犬ならぬ飼い犬になったとやゆされたメディアの名誉を回復してもらいたい。

この問題は日本のメディアにとっても他人事ではない。イラク戦争の「大義」をめぐっては日本の新聞でも立場がはっきり二つに分かれていた。米英の対イラク攻撃を正しかったとする側と、国連安保理の決議もなしに行われた戦争は正当性を欠いているとする側に分かれた。前者の立場は、米英の主張をほぼそのまま受け入れて、イラクが大量破壊兵器を保有し、これを隠していることをこの戦争の「大義」としていた。

もし、このまま大量破壊兵器がイラクで見つからなければ、この戦争を「正しかった」と主張する新聞はどんな説明をするのか。少なくともうやむやにして済まされることではない。

小泉首相は国会での党首討論で、大量破壊兵器が見つかっていないことを問いただされて「フセインの行方も分からないが、それでフセインがいなかったことにはならない」と、質問をはぐらかしていた。こんなむちゃくちゃな詭弁（きべん）がメディアから批判らしい批判も浴びずにまかり通っている。これはメディアの怠慢でなくて何だろう。

信頼性傷つける

戦争にうそや宣伝が付きものであることは、報道に携わるものなら重々心得ているはず。しかしイラクの大量破壊兵器の保有の有無は、「戦争の大義」にかかわる核心部分の問題だ。その点について、誇張や歪曲を通じて国内の世論や国際社会の目を欺いていたとすれば、米英政府の信頼性は大きく傷つくに違いない。両国政府だけでなく、民主主義そのものの信頼性をも著しく損なうことになるだろう。

情報の時代、メディアの時代といわれる今、政治や国際関係も情報、メディアを抜きには考えられない。政治家が政策論争より宣伝に、実質よりもイメージに関心を持つようになって久しい。ブッシュ政権のホワイトハウスでも、政策の専門家より広報宣伝の専門家が大きな影響力を持つといわれている。9・11テロから対イラク戦争への流れも、そうした人たちの影響力と無縁のところで作られたとは考えにくい。

政策の効果的な遂行を目指すあまり、戦争にかかわるような重大な政治の意思決定が広報や宣伝の専門家主導で行われるといった事態が、ブッシュ政権の下ではいつの間にか常態化しているのではないか。今回の疑惑を見ると、そんな風に思われてくる。

『ニューヨーク・タイムズ』で起きた記者の捏造（ねつぞう）・盗用事件（前月号本欄）は結局、その後、編集主幹と編集局長の幹部二人の辞任にまで発展した。新聞に対する読者の信頼を裏切った責任を、そうした形で取らざるを得ないところに追い込まれた。政府に対する国民の信頼を裏切ったことがもし明確になったとき、ブッシュ、ブレアの両首脳は一体、どのような形で責任を取るのだろうか。

（上智大学教授）

プレスウオッチング

大新聞は襟を正せ
不祥事続発を憂える

りそな銀行への公的資金再投入と頭取らの総退陣が伝えられた五月十七日朝刊。その日の各紙は、鶴田卓彦日経新聞会長の退任も報じ、複雑な思いに駆られた読者は多い。このほか、朝日、毎日の不祥事が最近の紙上をにぎわしており、ニューヨーク・タイムズ紙の盗用・ねつ造事件まで発覚した。大新聞として恥ずかしい不祥事の続発。ただでさえ〝新聞離れ〟が危惧（きぐ）されている昨今、各社がたがを締め直すことを切に願って、問題の所在を探ってみたい。

日経・鶴田会長の辞任騒動

一月末からくすぶり続けていた日経新聞トップのスキャンダラスな事件は、三月末の株主総会で鶴田卓彦社長が代表取締役会長に転ずることで収まったかにみえたが、わずか一カ月半後の五月十六日臨時取締役会で「鶴田会長の辞任」が突如公表された。事件の一つ、日経一〇〇％出資の子会社ティー・シー・ワークス（TCW）の不正経理問題につき監査役から「本社経営陣に責任なし」の報告を受けたのを機に、「事実無根の風評（女性問題）も立ち、社員に迷惑をかけたので身を引く」というのが表向きの理由である。

他の在京五紙が大きく取り上げたのは、「新聞経営のモラルがかかわる重大問題」との判断に基づくもので、〝日経バッシング〟の意図ではないと考える。十七日朝刊で日経は一、三面を割いて報道はしているものの、事件の経緯を検証し、情報を公開する姿勢に欠けていると感じた。杉田亮毅社長は「引責辞任ではない」と強調するが、一転辞任に追い込まれた経緯に疑問が残るのは当然だろう。産経は一面四段見出し、三面の三分の二を割いて記者会見の詳報や問題点を指摘しており、事のいきさつをよくくみ取れた。同紙は「スキャンダル追及で引責」の見出しを掲げており、多くの読者もそう感じたのではなかろうか。

大塚将司元ベンチャー市場部長の告発から始まった騒動はその後、大塚氏の懲戒解雇処分、双方の訴訟合戦へと発展している。株主の一人である大塚氏が商法上適正な手続きを踏んで総会に提出した議案（鶴田氏解任）は否決されたが、総会前に大塚氏を名誉棄損で告訴した上懲戒解雇したろうばいぶりは一体、何を物語っているだろうか。

最近、相次ぐ企業犯罪・スキャンダル追及と経営責任明確化を叫んでいたのは、日経ではなかったか。それが身内となると、隠ぺい体質に豹変（ひょうへん）し、説明責任すら回避している印象である。

社長から会長職になった鶴田氏は、日経グループCEO（最高経営責任者）の地位にあった権力者。やっと事の重大性に気付いて退任を決意したものの、なお「相談役」とは〝往生際〟が悪い。

日経役員会はコンプライアンス（法令順守）センター設置など経営改革六項目を策定したが、その前に大塚氏の告発を真摯（しんし）に受け止め、徹底した社内調査・検証を行い、情報開示すべきである。

五月十五日には、木村守男青森県知事が女性問題に絡み、引責辞任したことを日経も一面で報じていた。これは一部週刊誌と係争中のスキャンダルだが、引責を余儀なくされたのである。鶴田氏も経営責任のほか女性問題が週刊誌で指摘されており、日ごろ高説を掲げている日経紙への風当たりは強い。大塚氏は六月四日、TCNへの焦げ付き融資九十四億円の賠償を求めて株主代表訴訟を東京地裁に起こし、なお混乱が続いている。これは日経だけの問題ではなく、新聞界全体の信用にかかわる重大問題であり、自らの責任を厳正にしてこそ、言論活動は説得力を持つのである。

朝日の無謀な住居表示報道

北朝鮮に拉致された曽我ひとみさんら五人が帰国してから半年を越したが、残留家族との対面の道は依然険しい。拉致家族をめぐる過剰報道には反省点が多く、その後マスコミ各社は慎重に報道していると見受けられる。

そんな折、北朝鮮にいる曽我さんの夫、チャールズ・R・ジェンキンスさんから五月十三日、新潟県真野町の自宅に手紙が届いていたことが分かった。北朝鮮での無事を伝える返事であり、喜ば

しいニュースだった。ところが、朝日十三日夕刊の記事は、不用意にもジェンキンスさんの住所を何階何号まで明記してしまった。

「朝日新聞記者は真野町の支援室でファイルを盗み見て、私にも支援室にも了解を取らないまま住所を掲載しました。……記事を見て、多くの手紙がその住所に送られることは避けられないと考えます。今後、私からの手紙が届かなくなったり、それ以外の不利益が生じた場合、朝日新聞社はどのような責任を取るのでしょうか」と、ひとみさんが即刻抗議したのは当然のことだ。

朝日はプライバシー保護の観点から、事件・事故報道の住居表示を町名にとどめる原則を決定し、他社も同調する報道姿勢が定着している。その朝日が、事もあろうに北朝鮮報道で犯した罪は大きい。現地からの記事が何段階ものチェックを経たにもかかわらず紙面化されたことに衝撃を受けた。また、失態に気付くのが遅かったのか、朝日が「本社謝罪へ」と報じたのは、二日後の十五日朝刊。「曽我さんは十四日、朝日新聞社に抗議文を寄せた。これを受けて本社は、詳しい住所などを報じたのは不適切だったとして、曽我さんに謝罪する」との記述にはびっくりさせられた。「抗議を受けてから朝日側は対応を考えた」と推測でき、社内の認識の甘さを指摘せざるを得ない。調査に手間のかかるケースではないのに、「本社調査の結果」が紙面化されたのは十八日朝刊だった。十五日朝刊釈明文と大筋に変わりない内容であり、なぜ公表がもたついたのか不思議である。さらに不可解なのは、「調査報告」の中に記事作成者、チェック責任者を明記していないことだ。紙面化されるまでの流れは一応説明されているものの、当該担当者を明示して、不手際を具体的に公表する責任があったのではないか。今回のミスが、単なる〝取材上の勇み足〟として片付けられては困る。どう考えても、人権保護を掲げている朝日新聞の組織上の失態は明らかで、もっと踏み込んだ調査報告があってしかるべきだろう。曽我さんの胸中を察するならば、〝加害責任〟が厳しく問われても仕方ないケースだった。

その後朝日は、外部有識者で構成する「報道と人権委員会」を急きょ開き、二十五日朝刊に「人権の重さ、かみしめて」と題する特集面を提供した。三委員からは「個人情報保護法も契機になり、社会全体が個人情報とは何か、プライバシーとは何かを考え始めている。社内にもガイドラインがあるはずだ。大切な個人情報を扱っているという緊張感が足りず、人権感覚が身についていない」など厳しい指摘が相次いだ。

朝日は二十九日、東京本社編集局長の役員報酬一カ月三〇％減額など関係者の処分を決定した。三十日朝刊は型通りの処分（二段見出し）を伝えただけの感は免れず、改めて明快な姿勢と今後の対策を明示すべきではなかったか。

毎日記者有罪判決と責任問題

毎日新聞カメラマンのアンマン国際空港での爆発事件（5・1）も「記者の姿勢が問われる」大事件だった。六月号本欄で事件の経緯は検証したので、その後の動きを追って考察してみたい。

ヨルダン当局に逮捕された五味宏基被告は五月十九日、過失致死罪・過失傷害罪・爆発物所持罪で起訴された。「故意の殺人・傷害」から罪名が軽減されたのは、爆発が意図的でなく過失だったことを検察側が認めたもので、六月一日の判決公判で禁固一年六月の実刑判決が言い渡された。ヨルダン側の〝配慮ある判決〟であり、検察・弁護側とも控訴しないことを決めた。事件そのものはスピード決着したが、特赦、帰国後の五味記者への処分をどうするかに毎日新聞の姿勢が問われる局面となった。同紙は有罪判決を伝えた二日朝刊で「五味には、その『法的責任』に加え、『記者として、職業人としての倫理上の責任』があると考えます。既に起訴時に表明したように、死傷者を出してしまった結果の重大性にかんがみ、社内規則にのっとって厳正な処分をいたす所存です」と公表しており、どう対処するか、注目される。

ニューヨーク・タイムズ紙の盗用事件は、六月号「メディア談話室」で藤田博司氏が詳述している通りだが、同社は六月五日、編集主幹と編集局長辞任を決定せざるを得なかった。東西の大新聞を揺るがす不祥事を深刻に受け止め、各新聞社は反省と徹底検証に基づき、襟を正して再生の実を発揮してもらいたいと願っている。

（池田　龍夫＝ジャーナリスト）

放送時評

「報道」を法律で定義
NHK会長異例の三選へ

「報道」法定は本末転倒

個人情報保護法が五月六日衆院、二十三日参院の両本会議で与党三党の賛成多数により可決、成立した。正確には民間、行政機関、独立行政法人それぞれを対象とする個人情報保護法、不服申し立てなどに応じる審査会設置法、関係法の整備を定めた法律の五法である。

その中心は民間事業者に個人情報の適正な取り扱いを義務付ける個人情報保護法。IT社会の進展に伴って拡大する個人情報。プライバシーの保護を法定するという大義名分は否定すべくもないが、二〇〇一年三月、国会に提出された旧法案は「利用目的による制限」「適正な取得」「透明性の確保」などの基本原則を、報道機関等に例外なく課すとしたことを発火点に〝メディア規制立法〟として全メディア挙げての反発を招いた。一昨年から昨年にかけての騒ぎはマスコミ史に記されてよいほどのものだった。

昨年の通常国会で継続審議、十二月閉会の臨時国会で廃案。そして政府は今年三月、第百五十六通常国会にかなり譲歩した新法案を提出した。基本原則の削除、「利用目的の特定」「不正手段での取得禁止」「第三者提供の制限」などの義務規定の報道機関、著述業、学術研究機関、宗教団体、政治団体の五は適用除外といったところが主な中身である。

注目されるのは「報道」の定義が「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見または見解を述べることを含む）」と明文化されたこと。〝報道〟の定義がこうして数行の文言で法律に明示されたのは初めてのケースである。メディア規制問題で譲歩し、基本原則を削除したのと引き換えに飛び出した印象は強い。参院特別委員会で小泉首相は「不安だと言われればきりがない」と開き直り、また「虚偽報道がいかに多いか。よくもこんなにうそが多いか頭にくる」（二十一日）などと発言しているが、この定義のあしき援用が現実のものとなる不安は払拭（ふっしょく）できない。

個人情報保護法の成立は素早かった。首相の米国、中東歴訪、エビアン・サミット出席に合わせてのスピード採決だが、イラク戦争突発、北朝鮮問題の緊張から与野党ともに有事法制修正協議の方に顔が向き、こちらには初めから〝終戦ムード〟があったように思う。マスコミの側も同じだったのではないか。常に監視されるべき権力・「国家、政府」が〝報道〟そのものを法律で定義付ける本末転倒は奇妙にさえ思える。

その有事法制関連三法は六月六日与野党議員八二％もの賛成で参院可決、成立している。〝戦争〟に備える法体系が戦後初めて整ったことの意味合いは画期的だが、内容については措（お）く。ただ、武力攻撃事態対処法が「有事の際に首相の指揮を受ける指定公共機関を政令で定める」としている点に問題がある。

報道機関ではNHKが条文に明記されている。公共放送として当然だが、民放は一貫して「ノー」「自分でやるから指定するな」と要望する。しかし五月二十八日の参院特別委員会で福田官房長官は「一民放で危機状況など把握できるのか。その能力をお持ち合わせかどうか」とこれを一蹴（いっしゅう）した。法成立後の政令で民放が指定されることにはなろうが、このやりとりで政府の民放への見方がうかがえるのは興味深い。

サラ金CMと電波の公共性

国税庁が五月十六日に発表した二〇〇二年分の高額所得者リストで、消費者金融、すなわち〝サラ金〟業者の威勢のよさが目立つ。納税額八億円余から三億円弱まで八人が上位に並ぶ。四大金融グループは一人だけで、しかも一千万円少々とけたが違う〈五・一六東京夕刊〉。

年率三割近い高利を吸い上げ、デフレ大不況に乗じて稼ぎまくるサラ金業界を強く後押ししているのがテレビCMであることはもはや周知。CMソングを子供が覚え、画面に登場する小型犬がペットブームのトップになっているという話も聞

く。消費者金融ＣＭの広告費は民放全体で昨年五百億円を超え、今年も増勢が止まらないという。

もちろん営業は自由であり、宣伝活動も勝手。しかし民放テレビが大々的にこれに手を貸すことはいかがなものか――という議論は昨年来にぎやかであり、自主規制機関「放送と青少年に関する委員会」が昨年十二月二十日、「問題あり、自粛を」の見解を全社に突き付けたことは二月の本欄で書いた。そして日本民間放送連盟・放送基準審議会は三月十日、「消費者金融ＣＭの取り扱いに関する見解」を各社に送付、公表した。ＣＭも〝番組〟であり、また営業活動そのものにかかわる問題だけに、民放連としての正面切った対処を避けて「審議会・見解」としたもの。

青少年委の要望を受け、内容はざっとこうなった。「安易な借り入れを助長する表現はやめよ」「午後五時―九時の放送はやるな」「時間帯にかかわらず児童向け番組にはいけない」「貸し付け条件を明示せよ。それも視認可能な秒数、文字の大きさを確保すること」「ホームページＵＲＬ表示の制限」また、四月十日にはこの表示秒数、文字の大きさについて〝最低基準〟を定めた「運用ルール」を各社に通達した。

民放連は照準を十月からの下半期、番組改定に合わせている。○二年度三月期の民放決算状況は次回に紹介するが、ずらり減収減益。ＣＭ減少は続いており、かつデジタル化の設備投資は重くのしかかり、日枝久民放連会長（フジテレビ会長）が「公的支援」を要望するほど（五月十四日記者会見）。そんな中で、この有力なスポンサー業界をどう扱っていくか。他の〝風俗営業〟並みに締め出すことが可能か。テレビの公共性と絡んでこれからが見ものである。

次期三年間見据えた人事

四月二十五日付の役員改選、六月二日付の局長級以下全管理職人事でＮＨＫ今年の〝人事の季節〟は終わった。七月三十一日に海老沢勝二現会長は二期六年の任期を完了するが、衆目の見るところ「異例の三選」必至の形勢。放送のデジタル化という未曽有の大構造改革が進み、ブロードバンド時代が遠望される中での公共放送の運営について、外部にも内部もにこの人以外の会長候補は考えられないからである。新聞の扱いは小さかったが、今度の人事はその足場固め、次の三年間を見据えた大幅な〝若返り〟と言ってよい。

八人の理事のうち六人が代わり、監事一人も交代した。以下である。カッコ内前職。

〔新理事〕宮下宣裕（のぶひろ・編成局長）、和﨑信哉（総合企画室・デジタル放送推進局長）、野島直樹（総合企画室・経営計画局長）、中山壮介（広島放送局長）、諸星衛（もろほしまもる・報道局長）、出田幸彦（番組制作局長）

〔新監事〕成田千代治（秘書室長）

〔退任〕板谷駿一（専務理事・放送総局長）、山村裕義、滋野武、笠井鉄夫、山田勝美、伊東律子、中里毅（監事）

留任は関根昭義、安岡裕幸両氏で、関根氏は専務理事・放送総局長に指名された。

週刊新潮（四・二四号）は「次期会長が見えたＮＨＫ〝新理事〟人事」の見出しで、「会長子飼いの報道出身者を軸とした体制作り」とし、経済部長を務めた報道畑の関根昭義氏を再任して放送総局長に据えたこと、政治部長から報道局長となった諸星衛氏、昨年、広島放送局長になったばかりだが、報道出身で政界に太いパイプを持つ中山壮介氏の二人を抜てきしたことを特記する。この両氏が海老沢会長と同じ茨城県出身、早稲田大学卒であることまで付け加えている点、いかにも週刊誌の記事らしい。

局長級人事では、海老沢会長を〝黒子〟として支えてきた三浦元秘書主幹の広報局長、〝参謀本部〟と言われる総合企画室の筆頭局長に大島敏男担当局長が昇格したこと、中村季恵氏がマルチメディア局長から番組制作局長に転じたことが目を引く。有力な理事候補。特に中村氏は、今度退任した伊東律子理事の後継者的な女性の出世頭とみられる。

世間の話題はアナウンサー。「ニュース7」で売った川端義明アナは沖縄放送局長になった。そして国井雅比古アナは局長級、畠山智之アナ、堀尾正明アナは部長級に昇進。道傳愛子アナは異例のバンコク特派員を経たが、今度同年入局のトップを切ってチーフアナになっている。

（大森　幸男＝放送評論家）

欲しい視聴者への柔軟な配慮
動きだしたデジタル化

松田　浩
（放送評論家・元立命館大学教授）

今年の十二月一日から地上波テレビによるデジタル放送が始まる。CSデジタル、BSデジタルに続く放送デジタル化の第三弾だ。二十一世紀はデジタルの世紀だといわれるが、地上波テレビのデジタル化はいわば〝真打ち〟の登場である。

この四月には、NHKや民放キー局など関東、中京、近畿の三大広域圏の地上波テレビ十七社が予備免許を交付され、放送開始に向けて最終作業が進行中だ。先ごろ、東芝が地上波デジタル対応のテレビ受像機を先陣切って早々と発売するなど、総額四十兆円といわれる巨大市場をめぐっての商戦も次第に熱を帯びてきている。

だが、華やかな掛け声とは裏腹に、主役を務めるテレビ局側の顔色は、いま一つさえない。

重苦しい船出

というのは、強行スケジュールのつけが、あちこちに不安の種を作り出しているからだ。その最大のものが、電波混信対策の遅れである。

もともと日本では限られた電波帯域に放送や通信が過密にひしめき合い、山間部、電波過疎地などに膨大な数のミニサテライト中継施設を抱える特殊事情も手伝って、デジタルへの切り替えに多くの困難を伴う。段階を分けて、アナログ波の一部を別の周波数に変え、空いた帯域をデジタル波に当てる形で作業を進めるほかない。

いわゆる「アナ・アナ変換」（アナログ周波数変更）である。またアナ・アナ変換が必要のない地域でも、隣接する地域からUHF波を受信している世帯では混信対策が必要となる。こうした対策の必要な受信世帯は、当初の政府予測を大きく上回り、三大広域圏で約二百十一万世帯、全国では四百二十万世帯にも達する。

そのアナ・アナ変換や混信対策工事の遅れが、地上波デジタル放送のスケジュールに大きな影を落としているのである。そのことを端的に象徴しているのが、関東地域だ。

十二月の地上波デジタル放送開始時点で、関東地域でデジタル放送をすべてのチャンネルで見ることができるのは、東京タワー周辺一キロ圏内に住む十二万世帯（全千四百万世帯の〇・八六％）だけ。NHK総合だけは同十キロ圏内の六百九十万世帯で視聴可能だが、これとて全世帯の五〇％に満たない。三大都市圏で、デジタル放送がフル出力によって全世帯で見られる状態になるのは、中京が二〇〇四年末、関東・近畿が二〇〇五年末になるという。

ちなみに一般家庭で地上波デジタル放送を見るためには、地上デジタル対応の受像機（二十万～三十万円）を新たに購入するか、専用チューナー（五万～十万円）が必要だ。チューナー購入者も、受像機をデジタル対応機種に買い替えない限り、ハイビジョンや双方向番組は楽しめない。

三大広域圏のアナ・アナ変換は、二〇〇六年までにすべて終える予定だが、その他の地域では当初の二〇〇五年から四年も遅れて二〇〇九年にずれ込むことが明らかになっている。

現行アナログ放送の打ち切りが、その二年後の二〇一一年七月二十四日と法律で決められていることを考えると、この国民的規模でのアナログからデジタルへの受像機総買い替え計画が、いかに現実離れしたものか分かろうというものだ。

家電業界では一応、二〇一一年七月までに一億台のデジタル受像機を販売する目標を掲げているものの、その達成を危ぶむ声は少なくない。

番組が決め手

それでも「デジタル化は、世界の流れ」。ハンデや難問を抱えながらも、「ここまでくれば、生き残りをかけて地上デジタル放送をやり抜くしかない」というのが、NHKや民放テレビ局関係者の現在の心境のようだ。カギを握るのは、デジタ

ルの魅力を生かした番組編成。その主軸が高画質・高音質・臨場感のメディア特性を最大限に発揮できるハイビジョン（高精細度テレビ）番組であることはいうまでもない。

この四月に行われた免許では、放送時間の五〇％以上をハイビジョン番組とし、特に視聴好適時間の午後七時～十一時台（プライムタイム）でのハイビジョン番組の拡大を求めている。またデジタル放送ならではの番組補完データ放送や双方向番組、携帯電話で見ることができる放送などを、できるだけ早い時期に始めることも決まっている。

当面、最も力を入れるのはプロ野球など人気スポーツのハイビジョン中継だ。二〇〇四年のアテネ五輪、二〇〇六年のサッカーW杯ドイツ大会、二〇〇八年の北京五輪など人気のビッグイベントをそれぞれ節目において、デジタル放送視聴人口の開拓を目指している。

また高画質・高音質の魅力を最大限に生かしたハイビジョンドラマの編成なども検討中である。ただ、報道番組ではニュースにハイビジョンをどう生かすのか、ビデオ素材のハイビジョン化をどう進めるのかなど、課題は少なくない。

アナログ波の一チャンネルでデジタル三波の放送が可能なだけに、レギュラー番組と報道特番の同時放送、同一ジャンルのスポーツの二試合同時放送なども積極的に企画されることになりそうだ。こうした特性は、災害時の放送などにも大いに威力を発揮することが期待されている。

このほか、地方局ではキー局からのネット番組と並行して、独自に制作したローカル番組を放送することも検討中である。

いま一つ期待されているのが、ニュース・天気予報の常時提供など番組本体とは独立したサービス。スポーツ中継時の選手プロフィルや料理番組・情報番組の中での料理レシピ、関連詳細情報の提供などが予定されている。

最大の悩みは、CSデジタルやBSデジタルと違って、アナログ、デジタル両チャンネルのサイマル同時放送が原則なので、画期的な新企画が立てにくいことだ。それだけ受像機を新規購入させる魅力を欠くことにもなる。双方向クイズなどインタラクティブな番組では、大部分のアナログ視聴者を蚊帳の外におく結果になりかねない。

このほか、今回の地上派デジタル放送で、NHKが茨城県で県域テレビ放送を行うことになったことも注目される。関東広域圏で茨城県にだけ独立UHF局がないことから実現したものだが、広域圏内民放独立UHFグループからは「関東広域圏内でNHK総合テレビを全面的に県域放送化する先駆けになりはしないか」と経営への影響を心配する声も出ている。いずれにしても、NHKでは来年十月からの放送を予定している。

先行き見えない地方民放局

地上波デジタル放送で、テレビ局にとって最大の不安の種は、デジタル設備投資負担の経営への重圧とデジタル・アナログのサイマル放送に伴う経費増だ。それに見合う広告収入が将来的に確保できるかどうか、営業と経営の確たる見通しが持てないからである。

デジタル化のための設備投資は、地方民放局で一局当たり四十五億円前後、民放とNHK合わせると全体で一兆円にも上る。四十五億円といえば、小さな地方民放局の一年分の売り上げに匹敵し、経常利益（平均）では六年分に相当する。財務基盤の弱い地方民放にとっては重圧だ。

こうした設備投資の陰で、番組制作費の切り詰めが現に放送の質を低下させているとの指摘も一部にあり、地上波デジタル化の今後は、当分、目が離せない。

集中排除原則緩和の問題点

いま一つ、見落とせないのが、集中排除原則の緩和措置。特定事業者によるテレビ局支配を排除する「マスメディアの集中排除原則」は、社会的に大きな影響力を持つ放送メディアを少数の者の独占から守るという公共性の原理に基づくもので、放送局の複数局支配の制限や新聞資本による放送局支配の制限などを重要な中身としてきた。今回あえて総務省がルールを緩和した背景には、前記・地上放送のデジタル化に伴う経営への負担増や、膨大な累積赤字を抱えるBSデジタル放送局への政治的配慮があったといわれる。

「集中排除原則」の実質的緩和は、既にBSデジタルの免許方針でも見られ、大きな流れになっている。しかし、今回は隣接県の地方局同士の合併や持ち株会社方式による統合を認め、地方民放局が経営破綻した場合、キー局による子会社化を認めるところまで踏み込んで容認した。またBSデジタル放送局については、キー局による出資比率の上限を現行の「三分の一未満」から「五〇％以下」に緩和した。

だが、言論の多元性確保という公共性の原理まで危険にさらしてまで、デジタル化の推進という〝国策〟を推進することが、果たして妥当かどうか。議論のあるところだろう。

アナ・アナ変換対策の遅れと関連して、さらに気掛かりなのは、二〇一一年七月でアナログ地上放送を打ち切るとした機械的なタイムリミットの設定の仕方である。というのは、視聴者全員に〝国策〟として地上波デジタル受像機の購入を強いる結果になるにもかかわらず、肝心の視聴者の意向がこの打ち切り時期の設定には、ほとんど反映されていないからだ。

それどころか、このデジタルへの地上放送の切り替えについて、この期に及んでもまだ視聴者に十分な情報が行き渡っていると言えないのが実情である。

この二月、NHK放送文化研究所が行った意識調査の結果がある（対象二千人のうち回答千三百五十人）。それによると、地上波デジタルについて「知っている人」は一八％、「聞いたことがある」は三七％にとどまっている。「見たいと思う」人は三四％で、「思わない人」は四七％もいた。

このままでは、二〇一一年七月の段階で、難視対策の遅れやデジタル受像機の未購入などさまざまな要因によって地上波デジタル放送から切り捨てられる視聴者が少なからず出てくる可能性がある、と一部の専門家は指摘する。

これは地上波テレビをこれまで市民生活のライフラインとみなし、〝あまねく普及〟を放送の公共性の原則として取り組んできた歴史からすると、見過ごせない問題といっていい。

地上波TVはライフライン

放送のデジタル化は、今日では確かに世界の大きな流れになっている。デジタル技術という科学技術の最新成果を放送領域に導入することで、テレビに高画質・高音質・大量情報処理などの新しい機能を加え、双方向性やコンピューターに類似したデータ送受信の機能を与えることは、これまでメディア側からだけの一方的な情報拡散（ブロードキャスト）だったテレビを、質的に変える可能性を生み出している。インターネットなどとも連動して、受信側一方だった視聴者が、メディアの発信側にもなり得る立場の互換性を獲得する道が開けてきたと言える。

その意味では、これは人間社会にとって、大きな文明の利器であることは疑いない。問題は、どのように社会的合意を形成しつつそれを導入し、どのような方向に発展させていくかであろう。

地上波放送のデジタル化が世界各国で、さまざまな問題点を抱え、挫折を繰り返しながら試行錯誤を重ねている事実に、われわれは多くを学ばなければならないのではないだろうか。

現にアメリカでも地上波デジタル放送への移行は、計画通りに進んでいない。イギリスでは、有料方式によるデジタル化計画が一度挫折して、無料方式で再トライが始まっている。

その根底には、デジタル受像機を購入してアナログ放送からデジタル放送に切り替えるかどうかのカギを握っているのは視聴者なのだという当たり前の事実への軽視がある。その視聴者の意向を十分に反映させることなく、〝国策〟という国家の思惑で期限を切って強引に誘導していこうとする手法に問題があるように思われる。特に日本ではその強引さが顕著だ。

例えば、イギリスではデジタル受像機の普及率九五％という一定の基準を設けて、その段階に達した時に初めてアナログ放送を打ち切るという柔軟な配慮を払っている。これに比べれば、二〇一一年七月のタイムリミットをあらかじめ法律で設定して、強引にデジタル受像機に買い替えさせていこうとする日本の発想は、あまりに文化不在で貧しい。せめてもイギリス程度の配慮が、日本のデジタル化にも求められているのではないだろうか。

海外情報

伊の高級紙編集長が辞任

ベ首相の圧力増大が背景に

イタリアのミラノで発行されている代表的高級紙『コリエーレ・デラ・セラ』（以下コリエーレ）の編集長が、五月二十九日に辞任した。その理由がベルルスコーニ首相のメディアに対する圧力の増大にあるなどとして、ヨーロッパの主要新聞がこのニュースを報道している。

辞任した編集長は六年間その職にあったフェルッチオ・デボルトーリで現在五十歳。イギリスの「ガーディアン」によると、イタリアの国営テレビRAIは、株主が辞任の撤回を勧めたが、彼はそれを拒否したと放送した。

ドイツの高級紙「シュタンダルト」は情報筋の話として、コリエーレを発行するRCS（リッツォーリ・コリエーレ・デラ・セラ）メディア・グループの株主たちとデボルトーリ編集長の間にある同紙の将来をめぐる見解の相違が、辞任の原因だと報じた。また野党の中道左派連合も、デボルトーリの与党に批判的な姿勢に対する株主たちの圧力が、辞任の背景だと批判した。

RCSメディア・グループの株主には、自動車産業のフィアット、銀行業のインテーサやメディオバンカ、持ち株会社のジェミーナ、タイヤメーカーのピレッリなど、イタリアで最も影響力の大きな巨大企業が名を連ねている。

しかし、デボルトーリの辞任を生んださらに大きな理由とされているのが、ベルルスコーニ首相のメディア支配である。

ベルルスコーニ首相は持ち株会社「メディアセット」によってイタリアの全国的民放テレビネットワーク「イタリア1」「レーテ4」「カナーレ5」をすべて傘下に置くほか、国営放送RAIにも意を通じた人物を責任者に配して支配力を強めている。そればかりでなく、最大の出版社「モンダドーリ・グループ」の所有など、出版その他の分野への支配力を伸ばしている。野党は「イタリアのメディアはベルルスコーニの狩猟場になった」と批判している。

左派民主党の責任者ルチアーノ・ヴィオランテ議員は「独占と影響力によってイタリアの情報の自由を制約しようとする動きは、ますますあからさまになってきている」と指摘する。ヴィオランテはさらに、「市民は独立した立場の情報を享受する自由を失っている」と述べ、ますます増大する政治のメディアに対する干渉に、イタリアの世論は反乱を起こすべきだと主張する。

パリに本拠を置く国際組織「国境なき記者団」（RSF）は先に、イタリアのメディア状況と、ベルルスコーニがテレビに対して行使している強大な影響力に懸念を示し、イタリアの国会に報告書を提出して、ベルルスコーニが抱える政治とメディア支配との間にある矛盾の問題に「適切な解決」を見いだすよう要求した。

デボルトーリの編集長辞任は、こうした状況の中で起こった。後任にはそれまで政治評論を担当してきた四十五歳のステファーノ・フォッリが就任した。

RCSの責任者マウリツィオ・ローミティは「われわれは最後まで、デボルトーリに残留するように慰留してきた。彼は今後もRCSの管理者として仕事を続ける」と述べた。また、フォッリがコリエーレの新編集長に就任する決定を擁護し、「コリエーレのジャーナリストたちが彼を後任に選んだことは、コリエーレの継続性が望まれていることの証拠だ」と述べた。

フランスの「ルモンド」によると、RCSメディア・グループのギウド・ロベルト・ヴィターレ会長も、コミュニケーション関係の月刊誌「プリーマ」での対談でデボルトーリの立場を擁護し、コリエーレの自律と独立を支持した。

「ガーディアン」によれば、中道左派の政治家パオロ・ジェンティローニもまた「権威があり、広く尊敬されているジャーナリストである新編集長が、これらの圧力に抵抗し続けることを望んでいる」と述べている。

コリエーレは果たしてどうなるのか。その将来はイタリア新聞界の将来につながっているように思われる。

（広瀬　英彦＝東洋大学名誉教授）

今どきの若者気質
和歌山大学生に見る

佐藤信行
（前和歌山大学教授）

共同通信社を定年退職後、一九九七年四月から六年間、和歌山大学経済学部でアメリカと欧州連合（EU）の政治経済や国際関係について講義する機会を得た。その間、私の娘たちよりも年下の学生との交流を通じて、今どきの学生たちの素顔にも触れることができた。

安保世代（私もその一人）や全共闘世代の彼らの先輩たちはともすれば、現代の学生たちに覇気がないことを憂え、教える側も教室での学生たちの消極的な受講態度やマナーの悪さ、特に私語の多さに手を焼いている、と新聞などでは報じられている。

しかし、現代の学生たちをこのような一般論でとらえることはできない、と私は自分自身の経験から断言できる。特に和歌山大学のような地方の国立大学には、学問と人生の先達に謙虚に学び、できれば卒業後も師とのきずなを保ちたいと考えている学生が少なくないのである。

安保世代や全共闘世代では社会的関心がストレートに政治の大状況に対する反抗、反乱となって表れたが、現代ではこのような政治行動が表面化することはほとんどない。しかし、学生や地域住民の日常生活にかかわる問題への関心は高く、和歌山大学付近に建設予定の産業廃棄物処理場に反対する地域住民の運動には多くの学生が参加している。

和歌山大学新聞の論説委員で、この運動の学生代表を務めたT・F君は和歌山県だけではなく、全国各地の産廃紛争地域を訪ね歩き、「多くの住民が健康被害や住環境汚染に悩まされ、もがき苦しんでいる現実を目の当たりにして衝撃を受け」、「（このような）社会の矛盾を解決しなければならない」と強く思ったという（和大新聞二〇〇三年二月一日付）。

かつて六〇年代の学生たちがナショナリスティックな正義感から日米安保をめぐるマクロの政治状況そのものに体当たりしたのに対して、今の和大の学生たちの多くは身近なミクロの社会問題に関心を持つことによって、マクロの社会的矛盾に目覚めていったと言ってよい。こうした現実的とも言える学生気質のゆえに、世界の問題に対しても覚めた目で取り組もうとする。アメリカ流のグローバリズムにも、反グローバリズムにもくみせず、「今ある諸問題（所得格差、貧困等）を解決するには、まずわれわれは九〇年代を超えなければならないのだ。均質的な市場競争の九〇年代を超え、多様な協調の時代に向かってである」とT・O君は主張する（和大経済学部の懸賞入賞論文）。そして就職難の時代にあって「（ある程度の格差は仕方がないが）今までもこれからも働くことへの機会はすべての人に平等に与えられるべきであり、働いたことに対する報酬はそれに見合って平等であるべきである」（私のゼミ生S・Sさんの卒業論文）という正義感も上記の二人に共通する。

こうした現実主義に裏打ちされた正義感は、おそらく団塊の世代がかなりの部分を占める今の学生の父母たちの苦闘をはたで見ながら育った世代だからこそのものかもしれない。

私自身にとってうれしい驚きであったのはゼミの学生だけではなく、一般の受講生からも研究室にアドバイスを求めに来られたり、「先生、飲みに行きませんか」と誘われる機会が何度となくあったことである。そうして知り合った学生の一人であるT・F君は「社会の矛盾を解決するには新聞記者に」という念願がかなって、四月から毎日新聞富山支局に勤務している。先日は自分の記事が掲載された富山県版を何部か送ってくれたが、その一つのコラムには「先日、居酒屋で初めて食べたホタルイカの味には思わず『ほお』が落ちそうでした。新聞記者として、読者の『ほお』が落ちるような味わいのある記事を書けるように日々、試行錯誤していきます」とあった。私のゼミ生で食品会社に就職したS・K君は「（会社では）納得できないことも多々ありますが、今は我慢の時期と思い、今後頑張っていこうと思います」と書いてきた。あくまで現実的で、けなげなのである。

同盟クラブは六月二十四日、東京の日本プレスセンターで、第四十三回**通常会員総会**を開き、クラブ規約の一部改正、任期満了に伴う役員改選などを原案通り承認した。

規約の主な改正点は①クラブの行事などは㈶新聞通信調査会と㈶同盟育成会の共同運営とする②会員の資格条件と享受する恩典を明文化する③理事はこれまでの「二十名以内」から「十名以内」とする――など（別表）。

役員改選では堀義明理事が退任し、新たに奥戸忠夫氏が選任され、その他は重任した。会長には犬養康彦理事が再任された。

◇

㈶新聞通信調査会と**㈶同盟育成会**は五月二十八日、同盟クラブでそれぞれ**理事会**、**評議員会**を開き、任期満了に伴う理事、監事、評議員を選任するとともに、調査会理事長に前田耕一氏、育成会理事長に犬養康彦氏を再任した。また、平成十四年度決算などを原案通り承認・可決した。

今回の理事・監事の改選では、内田健三理事が退任したほかは全員再任された。評議員は堀川敏雄氏ら七氏が退任、藤田博司氏ら五氏が新たに選任された（調査会、育成会とも同じ）。

十四年度決算は、調査会が当期収入一億六百五十五万円、当期支出が七千百九万円。育成会は当期収入が十六億三百一万円、当期支出が二十一億九千五百五十四万円だった。

（次ページへ）

クラブ規約一部改正・新旧対照表（平成15年6月24日改正）

新（変更条文）	旧（現行条文）
第1章　総　則	第1章　総　則
第3条　本クラブは、前条の目的を達成するため財団法人新聞通信調査会および財団法人同盟育成会と共同して会員の集会場所を設備し、講演会、研究会、座談会等を催し、新聞、雑誌、図書類を購入整備して会員の閲覧と使用に供し、娯楽設備をなすほか、目的達成に役立つと認められる事業を行う。	第3条　本クラブは前項の目的を達成するため、会員の集会場所を設備し、研究会、講演会、座談会等を催し、新聞、雑誌、図書類を購入整備して会員の閲覧と使用に供し、娯楽設備をなし、その他前条の目的達成に役立つと認められる事業を行なう。
第2章　会　員	第2章　会　員
第5条　本クラブの会員は、次の各号の一つに該当し、会員の推薦と理事会の承認を経て、所定の入会金および会費を納める者とする。 ①　旧同盟通信社、旧満州国通信社、旧日本ニュース映画社などの出身者。 ②　共同通信社、時事通信社とその関連会社等の出身者および役員、職員。 ③　新聞通信調査会、同盟育成会、太平印刷社、東方電機・松下グループ各社等の出身者および役員、職員ならびに同盟学寮の出身者。 ④　新聞、放送、広告などマスコミ関係者、ジャーナリストまたは報道事業に関心を有し本クラブの趣旨に賛同する者。	第5条　本クラブの会員は、旧同盟通信社（満州国通信社を含む）の役職員で所定の入会金、会費を納めるもの、および報道事業の関係者（過去、現在を問わず）または報道事業に関心を有し本クラブの趣旨に賛同するもので、会員二名以上の推薦により理事会の承認を経、所定の入会金、会費を納めるものとする。
第7条　会員は、新聞通信調査会と本クラブが共同して催す講演会、研究会、懇親会、その他各種の集会の通知を受け、出席することができる。	第7条　会員は、本クラブの行なう研究会、講演会その他各種の集会の通知を受け、出席することができる。
第8条　会員は、本規約に定めのあるもののほか、次の事項を享受することができる。 ①　新聞通信調査会が発行する新聞通信調査会報を無料配布する。この場合、郵送料実費を前納するものとする。 ②　会員が喜寿を迎えたときは、1万円相当の記念品を贈る。 ③　会員が逝去したときは、弔電のほか香典1万円を供える。また、秋季に遺族を招き、偲ぶ会を催す。	第8条　会員は、特に定められた場合のほか、本クラブまたは財団法人新聞通信調査会が発行する出版物の無料配布を受けることができる。
第3章　役　員	第3章　役　員
第14条　本クラブに理事10名以内、監事1名をおく。	第14条　本クラブに理事20名以内監事1名をおく。
第17条　理事および監事の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する通常会員総会終結の時までとし、再選を妨げない。	第17条　理事、監事の任期は二カ年とし再選を妨げない。

〔理事〕米忠一、森永和彦、奥地幹雄、犬養康彦、前田耕一、奥戸忠夫、原野和夫、西崎哲郎、遠藤勝巳、佐伯安彦、猪目寛（以上再任）、内田健三（退任）

〔監事〕鎌田洋、中野正彦（以上再任）

〔評議員〕勝岡宣、佐藤睦、村上政敏、藤井悟、深瀬和巳、増山榮太郎、佐藤寿雄、福原亨一、関口実、有賀忍、飯島照夫、亀山旭、松宮敏彦、木谷隆治、長谷川和明、江口浩、高橋守、石井和行（以上再任）、藤田博司、榊原潤、桜井郁生、山内豊彦、太田世寿（以上新任）、堀川敏雄、秋山耕一、奥地幹雄、斎田一路、犬養康彦、前田耕一、猪目寛（以上退任）

〔悲報〕

藤本　貞子さん（時事通信社元英文部員、元同盟通信社外信部員）　心不全のため五月四日死去。八十三歳。喪主は妹、河村輝子さん。連絡先は港区高輪一―一一―九。

◇

新聞通信調査会は六月二十三日、同盟クラブで講演会を開催した。講師は共同通信社論説副委員長、**春名幹男氏**。演題は**「ブッシュの世界戦略」**

◎十五年度古野奨学生は20人

【高校生】笠原さおり（川村学園）、新井涼子（日大三高）、望月聡之（都立新宿高校）

【大学生】小野真清（東北大）、岡本陽平（関学大）、池内由宇（東京外大）、笠原江里子（東海大）、栗本敬士（東大）、吉本紘平（国際医療福祉大）、渡辺太郎（早大）、飯田悦子（女子美短大）、石原絢子（武蔵野美大）、高木真也（京大）、小口千鶴子（東京家政大）、雨夜暁子（日本女子大）、宮住達朗（法大）、清野襟子（立命館アジア太平洋大）、小林剛士（東京薬大）、佐々木敦人（日大）、平田雄也（駒大）

◎均一句会

平成15年5月15日　ねぼけ

兼題　新緑

天　植ゑかへし一樹に緑さしにけり　那由太
地　新緑やコーラの泡の匂い立ち　美佐子
地　新緑や景清の見得決まりたる　魚酔
地　新緑を捉えんと吾子の指反り返る　栄郎
地　新緑を女御輿が疾走す　耳郎
地　新緑やしなやかな指羽つまむ　岡
地　友逝きて一年の朝緑差す　草沢
人　新緑や女人高野の微笑仏　杉の子
人　新緑に染まりて煙雨軒に満つ　寿世

自由題

天　生きものの行き交ふ地や草むしり　那由太
地　葉一枚やれぬとばかり毛虫捕る　且住
人　スニーカー脱ひで五月の風を聴く　健次
人　肩肘を張らず生きたし衣更へ　山舟
人　緋鯉ならもそっと口を閉ぢたまへ　あまり
　せせらぎに風の香ありてたましひ充つ　村上

ごあいさつ　調査会の編集をお預かりして八年半を超えました。本七月号を区切りに交代致します。終始ご協力、ご支援をいただき、ありがとうございました。次号からは時事通信社OB、安達武氏が編集を担当します。（稲垣　克明）

目　次（七月号）

日銀生活を振り返って……藤原　作弥…1
社長は現役の高級スパイ……江口　浩…4
台湾CATVの発展と現状…上原　伸元…8
動きだしたデジタル化……松田　浩…18
今どきの若者気質……佐藤　信行…22
【メディア談話室】
大量破壊兵器の行方……藤田　博司…12
【プレスウオッチング】
大新聞は襟を正せ……池田　龍夫…14
【放送時評】
NHK会長異例の三選へ……大森　幸男…16
【海外情報】
①米、メディア所有規制緩和…金山　勉…7
②北朝鮮国家形成の無理……高橋　実…11
③伊の高級紙編集長が辞任……広瀬　英彦…21

定価一五〇円　一年分一五〇〇円（送料とも）
発行所　財団法人 **新聞通信調査会**
〒一〇五―〇〇〇一　東京都港区虎ノ門一―五―一六（晩翠ビル四階）
☎（〇三）三五九三―一〇八一（代）
振替口座〇〇一二〇―四―七三四六七番
印刷所　株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会2003